

コロナ工業株式会社に対する再生支援の完了について

2014年12月15日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者に対し、2011年5月20日付で株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年7月21日付で法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行い、同年8月1日付で出資を実行しました。

これを受けて、再生支援対象事業者は、事業再生計画に基づき新技術の拡販と海外売上獲得のための営業強化等を図ってきましたが、予想以上に国内需要が縮小したことから大幅な収支改善には至らず、資金面の窮状を脱することができなかったことから、2013年4月22日、東京地方裁判所に対し民事再生手続開始を申立て、2014年1月に再生計画認可の決定を受けました。その後、再生支援対象事業者は、再生計画に則って資産処分等を進めるとともに債権者への弁済を実行し、同年11月に東京地方裁判所より再生手続終結決定を受けています。

また、同年11月に開催された再生支援対象事業者の株主総会を経て、再生支援対象事業者が清算結了したことにより、機構は再生支援対象事業者に対する支援決定に係る全ての再生支援を完了しました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

コロナ工業株式会社

2. 出資額等

機構は、再生支援対象事業者に対して、892.5百万円の現金出資により、議決権割合の51%にあたる普通株式8万9250株を取得していました。認可確定後の再生計画に基づく清算結了により、当該株式の全てが消滅しました。

3. 債権額等

機構は、関係金融機関等から再生支援対象事業者に対する元本656百万円の債権を597百万円で買い取ったほか、融資等により再生支援対象事業者に対し1,312百万円の元本債権を有していました。これらの債権については、認可確定後の再生計画及び別途締結された別除権協定に基づき弁済を受けた後に、残った一部の債権について放棄を行いました。

4. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者の関係者調整、債権の買取り、融資、出資、並びに専門家派遣を行うことで再生支援対象事業者の支援を行いました。

以上